令和５年度　坂東市公共事業再評価委員会　会議記録（概要）

【日　時】令和５年１０月１３日（金）　午後２時００分～午後３時３０分

【場　所】坂東市役所３階　大会議室

【出席者】
〇委　員　田村光子委員長、上坂理一副委員長、相野谷洋子委員、
神戸俊裕委員、林淳一委員、和田由記子委員
〇副市長　山口　誠（途中退席）
〇事務局　企画部長、管財課長、介護福祉課長、企画課長、外職員６人

【内　容】
１　開　会

２　副市長挨拶（要旨）
本日は、公共事業再評価委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃より、市政全般にわたりまして格別のご支援、ご尽力を頂いていることに対しても、深く感謝申し上げます。
本市においては、圏央道（仮称）坂東パーキングエリアと一体的に整備予定のハイウェイ・オアシスの事業実現に向けた取組や、今年で第５０回を迎える将門まつりをはじめとする各種の催しや事業等を通して、コロナ前を超える更なる地域の活性化、賑わいの創出等に取り組んでおります。加えて、物価高騰による影響を受けた方々を支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の半額免除など、様々な施策を展開しているところでございます。
さて、公共事業再評価委員会は、見直しが必要な事業及びその方針について、委員の皆様に審議をしていただく重要な機関として、条例に基づき設置されているものです。
本日の会議には、３つの事業について、見直しが必要な事業として提案をさせていただいております。委員の皆様からは、様々な立場や視点から、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

３　議　事
（１）公共事業再評価委員会の役割及び審議方法等について
・事務局から資料説明
・審議方法等について原案了承（意見、質疑等なし）

（２）再評価事業の審議について
①再評価対象事業について
・事務局から再評価実施事業一覧表を説明

・旧猿島庁舎（さしま窓口センター）
法務局証明サービスセンター事業
岩井福祉センター事業
の３事業を審議対象事業とすることとした。（意見、質疑等なし）

②対応方針案の審議について
・事務局から審議対象事業ごとに対応方針案等を説明し審議
・審議結果、意見・質疑は以下のとおり

旧猿島庁舎（さしま窓口センター）

〇審議結果　市から示された対応方針案の末尾に、次の文言を加えるよう求める。
「現在のさしま窓口センターの機能を継続する」

〇意見・質疑　以下のとおり

委　員：旧猿島庁舎の建物解体後、新設する考えはあるか。

事務局：現在、さしま窓口センターの機能確保の方法について、建物の新設又は既存施設の中に機能を持たせるかについて、検討を進めている。

委　員：資料には、「猿島地域の拠点としての機能が低下した」と記載があるが、どのように機能が低下したのか具体的に教えていただきたい。

事務局：猿島庁舎の周辺には複数の公共施設が集中して整備されたこともあり、来訪者の目的に応じて各施設に案内を行うなど、猿島地域の拠点としての役割を有していたが、新庁舎開庁以降は、来訪者の減少に伴い、その拠点としての機能が低下した。

委　員：この件については、さしま窓口センターの存在をどう捉えるかが重要であると考える。猿島地域の住民からは利便性が高い評価である一方、離れた地域の住民からはあまり重要視されていないのではないか。費用対効果という視点で、年間どれだけ利用者がいるか伺う。

事務局：利用状況については、戸籍や住民票等の市民課関係業務で、令和２年度、年間７，４７５件、令和３年度、８，８７３件、令和４年度、７，６１６件である。この数値は、印鑑登録、戸籍証明、住民票の発行件数の合算であり利用人数ではないが、毎年約８，０００～９，０００件弱の利用があり、この他、国保や手当関係の手続きでも利用されている。

委　員：無駄のない行政を行うことは大切だ。何を基点にするかというと「住民のサービス」だと考える。地方財政が厳しい中、利用状況や必要性が低いものについては、見直すべきだと考える一方で、窓口の機能（さしま窓口センター）は何らかの形で残すべきであると考える。

事務局：現在の旧猿島庁舎の建物は、資料に記載のとおり機能が低下している。一方さしま窓口センターとしては、地域にとってなくてはならないものであり、継続すべきであると考える。また、周辺には文化施設等もあり、さらに視野を広げると坂東インター工業団地や県施行で工業団地が造

成されているフロンティアパーク坂東など、今後開発をされていく地域でもある。その点も踏まえ猿島地域のランドマークとして、今後更に整理統合をした上で整備を図ることが必要であると考える。まずは、現在機能が低下している旧猿島庁舎の在り方について、皆様にご意見をいただき市としての方向性を考えていきたい。

委　員：関連施設等については、全て市の所有か。その他、借地もあるのか。

事務局：駐車場の一部は、借地である。

委　員：借地に関しても、広大で、それなりの維持費用がかかっているのではないかと考える。あまり利用されていなければ見直しが必要であり、この機会に併せて検討すべきであると考える。

委員長：対応方針案は記載内容のとおりでよろしいか。

委　員：対応方針案は、旧猿島庁舎を解体するという記載で終わっており、解体するだけだと勘違いされる可能性がある。さしま窓口センターの今後のあり方についても記載すべきだと考える。

事務局：対応方針案の末尾に現在のさしま窓口センターの機能を継続する旨の文言を加えることとしたい。

委員長：それでは、そのように修正することでいかがか。

各委員：異議なし

委員長：異議なしということで、対応方針案に修正を加えることとする。

法務局証明サービスセンター事業

○審議結果　市から示された対応方針案及び考え方は妥当とする。

○意見・質疑　以下のとおり

委　員：庁舎に法務局証明サービスセンターが置かれた経緯を教えていただきたい。

事務局：新庁舎の建設において、利用頻度の高い窓口部門を１階フロアに集中配置し、ワンストップ窓口の設置を検討する中で、さらなる利便性の向上を図るため、法務局証明サービスセンターの設置について国へ要望を行い、協議を重ね誘致・開設に至ったものである。

委　員：このサービスセンターをよく利用しているが、これだけの費用がかかっていること、更に収入は市に一切入らない仕組みということは知らなかった。市外の利用者が多く、受益者が偏っている現状だが、継続をするために必要な基準について伺う。

事務局：利用者は年々増えているが、手数料等が市に収入されない仕組みである。また、税の使い道の課題として、本来、国が負担すべき業務を市が負担している自治体は、坂東市を含め全国２例しかなく、市では、年間約７５０万円の支出をしている。利用者の利便性は高まっているものの、今後も、財政状況が厳しくなる中、福祉や子育て支援など緊急性の高いものに対する財政需要がさらに高まっている。当事業が本当に必

要かどうかを判断する観点から、今回、見直しの提案をした。

委　員：継続する方法として、市に手数料が入る仕組みに変えることはできるのか。国におけるセンターの設置基準等については、どのような条件があるか教えていただきたい。

事務局：国に確認をしたが、仕組みを変えることはできないとの回答であった。国におけるセンターの設置基準に、登記所の廃止から２年を経過していないこととあるが、岩井出張所は平成３年に廃止されており、基準を満たすことはない。加えて、前年までの３年間の証明書の年平均発行通数が２万３千通以上との基準があるが、達していない。また、地理的条件として、最寄りの登記所まで市役所から３０分以上時間を有することという基準があるが、下妻支局や、野田・古河の証明サービスセンターがあるため、著しく不便とは言えない状況である。

委　員：方針案に異議はなく、遅過ぎるくらいだと考える。見直しではなく、即廃止とすべきという意見を述べたいが、違約金が発生するなどの兼ね合いがあると思われる。採算が合うのであれば見直しから即廃止の検討をしていただければと考える。

委員長：対応方針案は記載内容のとおりでよろしいか。

各委員：異議なし

委員長：異議なしということで、対応方針案は記載内容のとおりとする。

岩井福祉センター事業

○審議結果　市から示された対応方針案及び考え方は妥当とする。

○意見・質疑　以下のとおり

委　員：土地は、市の所有か。

事務局：市有地である。

委　員：今回の案件は、岩井福祉センター（夢積館）についてだが、猿島福祉センター（ほほえみ）についても同様の見直しを行うのか。

事務局：同じ条例の中で、「ほほえみ」と「夢積館」という２つの施設を定めている。「ほほえみ」では、現在デイサービス事業を実施しているが、「夢積館」では、デイサービス事業を行っておらず、現状は社会福祉協議会の事務所としての機能が強く、直接的なサービスを行っていないことから「夢積館」のみ見直しを検討している。

委員長：対応方針案は記載内容のとおりでよろしいか。

各委員：異議なし

委員長：異議なしということで、対応方針案は記載内容のとおりとする。

４　閉　会